(七)　仮許可を受けた者又は許可事業者が有していた地位の承継、仮許可又は(五)の(2)の許可の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第四四条～第四八条関係）

6　附則

(一)　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

(二)　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（国土交通省）

1　貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることについて、貨物自動車運送事業に従事する者の労働環境の適正な整備に留意しつつ行うべきことを明記することとした。（第一条関係）

2　許可の更新制度の導入等

(一)　一般貨物自動車運送事業の許可の基準として、輸送の安全に関する基準等を遵守してその事業を遂行すること等が見込まれることを追加することとした。（第六条第三号の二関係）

(二)　一般貨物自動車運送事業の許可は、五年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととした。（第六条の二関係）

3　適正原価

(一)　国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃等について、燃料費等を的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができることとした。（第九条の二及び第六八条関係）

(二)　一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃等が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならないこととした。（第九条の三関係）

4　健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定等の拡充

(一)　真荷主との運送契約に係る書面の交付及び実運送体制管理簿の作成に係る規定を貨物利用運送事業者についても適用することとした。（第一二条、第二四条の五及び第三七条関係）

(二)　一般貨物自動車運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、二以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二三条の四関係）

5　一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が有する知識等についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払等の確保のために必要な措置を実施することとした。（第二四条の六関係）

6　一般貨物自動車運送事業者が国土交通省令で定める基準を遵守すべき事項に、適正原価を下回らない額での貨物の運送の受託等を追加することとした。（第二五条第一項第二号関係）

7　3(二)、4(二)及び5の規定等の特定貨物自動車運送事業者等への準用等に関し必要な規定の整備を行うこととした。（第三五条、第三六条、第三七条及び第三七条の二関係）

8　無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止

(一)　無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者に貨物の運送を委託してはならないこととし、違反した者は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第六五条の二及び第七五条第一四号関係）

(二)　国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対して当該荷主等に関する情報を提供することができること等とした。（附則第一条の二の二関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（法律第六一号）（国土交通省）

1　目的

(一)　この法律は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であること等の重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上等を図り、我が国における持続可能な物資の流通の確保に寄与することを旨として行われるものとすることとした。（第二条関係）

(三)　国は、(二)の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

2　基本方針

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとすることとした。

(一)　一般貨物自動車運送事業等の許可の更新に関する事務の一部であって、独立行政法人に行わせることが適当な貨物自動車運送事業の適正化に関する業務を一の独立行政法人に行わせるとともに、当該業務が適切かつ効率的に実施されるために必要な体制の整備を行うこと等とした。

(二)　独立行政法人に(一)に掲げる業務を行わせるために必要な費用は、国庫が負担することとし、その財源は、(一)の許可の更新に係る手数料による収入等を活用して、確保すること等とした。

(三)　(一)に掲げる業務の適切な実施に資するよう、当該業務の実施に係る収入等の関係の明確化を図ることとした。（第四条関係）

3　法制上の措置等

政府は、2(一)から(三)までに掲げる基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等について、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならないこととした。（第五条関係）

4　物流政策推進会議

(一)　政府は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策等の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設けるものとすることとした。（第六条第一項関係）

(二)　(一)の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成することとした。（第六条第二項関係）

(三)　国土交通省等は、物資の流通の実務に関して十分な知識等を有する者等によって構成する物流政策推進関係者会議を設け、(一)の施策に係る連絡調整を行うものとすることとした。（第六条第三項関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇公益通報者保護法の一部を改正する法律（法律第六二号）（消費者庁）

1　総則

(一)　公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者を追加することとした。（第二条第一項第三号関係）

(二)　通報対象事実の範囲に、公益通報者保護法の規定に基づく処分に違反することが犯罪の事実又は過料の理由とされている事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等を追加することとした。（第二条第三項第二号関係）

2　公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止等

(一)　労働者に対する不利益取扱いの禁止等

(1)　第二条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第三条第一項関係）

(2)　(1)の規定に違反して第二条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い（解雇以外の不利益な取扱いにあっては、懲戒としてされたものに限る。(3)及び5の(一)において「解雇等特定不利益取扱い」という。）を無効とすることとした。（第三条第二項関係）